

7月定例教育委員会議事録

平成26年7月15日（火）10:00～

- 委員長 おはようございます。
- （一同） おはようございます。
- 委員長 ただいまから、平成26年7月定例教育委員会を始めます。よろしくお願いいたします。
- （一同） よろしくお願いたします。
- 委員長 では、教育総務課長から日程説明をお願いいたします。

1 日程説明 教育総務課長

- 教育総務課長 はい。本日、定例教育委員会議案は、鳥取県文化財保護審議会への諮問についての1件、報告事項につきましては、平成26年度鳥取県教科用図書選定審議会の第1次・第2次答申について他を含めまして、全18件でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
- 委員長 はい。では、教育長から一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

- 教育長 はい。それでは、お手元の紙に沿って、報告をさせていただきたいと思います。6月4日、毎年やっているんですが、教育委員会事務局と福祉保健部との幹部が集まって意見交換をするということで、今年は、発達障がい児童生徒への対応等々について、連携して取り組んだ対応をもっと深くやっというということで、より現場に近いサイドでの意見交換をすべきではないかというようなことで、このときは、話がまとまったというようなことでございます。6月5日には、これも毎年恒例でございますが、新規高校卒業予定者の就職に関しまして、経済4団体に求人要請を行いました。私は知事と鳥取労働局長とともに、経営者協会にお邪魔をして、要請をさせていただきました。その後、教育次長が、商工会議所の連合会でありますとか、中小企業団体中央会、それから商工会連合会に求人要請を行ったところでございます。6月7日には、未来をひらく鳥取学の開校式ということで、東部地区・中部地区・西部地区あるわけですが、東部地区につきましては、松本委員が、それから6月14日には、西部地区で佐伯委員が、28日には中部地区で若原委員が、それぞれ開校のご挨拶をしていただきました。14日の西部のときには、知事が講演を元々される予定だったんですけど、急きよ、総理が来られるということで、講演者が副知事に交代するというようなことで、いろいろあったんですけど、おかげさまで無事に開校をすることができました。それから、6月11日から7月4日にかけて、6月県議会がございまして、代表質問につきましては、自民党の広谷議員、それから、希望の森岡議員のお二

人、一般質問につきましては、そこに記載の8議員から、それぞれ、委員長のご答弁のものと私の答弁のものと合わせて約50本ぐらい質問が出されたということでもあります。委員長には、教育委員会の制度改革について、森岡議員からご質問がございまして、これからの臨んでいく姿勢でありますとか、そういったことについての確認があったということと、それから、安田議員から土曜授業について、今後の教職員に対する処遇の改善等々も含めて、今後のあり方についてのご質問があったところでございます。その他、発達障がいの児童生徒への教育の充実でありますとか、それから、男女共同参画、あるいは、アルコールの害の教育等々、学校現場で小さいころからやったほうがいいじゃないかというような様々な教育が、どんどんこの議場に持ち込まれて、それぞれ検討させていただきますという答弁をさせていただいていますが、学校現場に、いろんな種類の教育を早いうちからやったほうがいいということは、一般的には理解できて、対応しないといけないとは思いますが、実際、学校現場は非常に限られた時間の中でいろんな教育をするということで、何らかの工夫がいるところとございます。詳しくは別添で、それぞれのご質問、あるいは答弁を付けさせていただいておりますので、後でご覧いただきたいと思えます。6月23日には、交流をしております江原道から教育局長以下10名の学校の教員の方が来られまして、それぞれ鳥取県内の学校の小・中・高・特別支援学校をご覧をいただきまして、いろいろ意見交換をさせていただいたところでございます。来週になりますが、私が今度は訪問させていただきまして、教育監と意見交換等をさせていただく予定にしているところでございます。それから、24日には、教科書選定審議会の二次答申が出されるということで、松本委員に答申の受け取りをお願いをしたところでございます。詳しくは、また後ほど、ご説明をいたします。それから、7月8日でございますが、第16回の鳥取県教育審議会を開催しました。これも、また後ほど報告事項等々で資料を配布しておりますのでご覧いただきたいと思えますが、今回は、これまでの間にあった出来事を、報告をさせていただいて、それぞれ意見をいただいたところでございます。それから、7月9日には国に対する要望事項ということで、鳥取県の選出の国会議員に対して鳥取県で来年考えていることで国に要望すべきことについてお話を聞いていただき、その後、それぞれ分かれて各省庁に要望をいたしました。教育委員会関係では、耐震化工事につきまして、最後の追い上げ的に各市町村が工事をやっているものですから、その予算の確保等々につきまして、知事とともに、これは、上野政務官にお会いして要望を出させていただきました。その他は、別途、少人数教育に係る教員の定数の充実など要望をいたしたところでございます。それから、11日には、県の中学校長会の役員の方々と県教委の幹部とで意見交換をさせていただきました。いじめ等、生徒指導上の諸課題について、いろいろ法律ができて、枠組みができたんだけれども、学校現場の具体の対応について、まだまだこれからいろんな対応を考えていく必要があるということで、現場の実態の話を、特に中心に聞かせていただいたということでございまして、現実の対応がきちんとできるかどうかというところが勝負だと思いますので、そのあたり県教委としてもできることについて、注意を払っていきたいというふうに言っております。それから7月12日に全国障がい者芸術文化祭のオープニングセレモニーがございまして、委員長、それから佐伯委員にご出席をいただきました。それから、昨日7月14日にスクールミーティングの1回目といたしまして、八頭高にお邪魔をいたしまして、エキスパート教員など3名の授業

を視察の後、魅力ある学校づくりでありますとか、それから、八頭のタワーで今年授業をやっておりますので、そのタワープロジェクトによる連携の様子等々について意見交換を行ったところでございます。非常に蒸し暑い中、生徒も非常に熱心に授業を聞いているなという感想を持ちましたが、その後の意見交換はややちょっと固めの意見交換になりまして、なかなか本音の部分が聞き出しづらかったなというのが見解でございますが、こういったスクールミーティングでその様子を実際に見させていただくというのは、非常にやはり重要なことだなというふうに思いましたので、引き続きいろいろな企画をしていきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○委員長 では、議題に入ります。本日の署名委員は、坂本委員と佐伯委員にお願いいたします。では、まず、第1号についてお願いします。

3 議事

[公開]

議案第1号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
文化財課長 説明

○文化財課長 はい。文化財課でございます。議案第1号鳥取県文化財保護審議会への諮問についてお願いいたします。今回、3件の文化財指定等にあたりまして、条例の規定により文化財保護審議会の意見を求める諮問でございます。まず、1ページをお願いいたします。1つ目は保護文化財の指定でございます。「伯耆国八橋郡上伊勢村方見神社神職池本家資料」でございます。琴浦町でございます方見神社につきましては、古くから伊勢神宮の拠点の1つと考えられているところでございますが、本資料はこの方見神社の神主でございました池本家に伝来した文書でございます。池本家に伝わる中世から近世にかけてのまとまった数の文書を、県立博物館のほうに寄贈を受けております。このうち、中世の文書、それから括弧で書いておりますが、それに準ずる近世初期の文書につきましては、8通が伝わってきているところでございまして、この文書について意見を求めようとするものでございます。これらの資料の中には、下の写真にも挙げておりますとおり、戦国時代にこの地域にも勢力を及ぼしております尼子勝久や吉川元春に関する文書も含まれております。また、加勢蛇川や津波並に架かる橋の修造工事に対しまして、現地の住民たちが動員されて、地域社会がこうした作業を担っていったというようなことが分かるものもございます。県内に残された中世文書が少ない中で、まとまって伝来をしていることや、地域社会の様子を伺わせる資料であるといったことから大変貴重なものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。天然記念物でございます。「氷ノ山のキャラボク群落」でございます。氷ノ山では風や雪の影響で標高1,400m以上の場所は低木林であるとか、ササ草原となっているところでございます。キャラボクは、標高1,300mよりも上部に点在をしております。特に山頂の鳥取県側の緩斜面にまとまった群落を形成しております。群落の面積といたしまして、概ね3ヘクタールでございます。中国山地では大山に次ぐ規模を持つとい

うようなことをごさいますて、著名な図鑑類でも大山と共にキャラボクの生息地として研究をされております。県内でのキャラボクの分布地は大山以外では氷ノ山のみでございまして、希少性が高いことや、大山の群落から離れた位置にございまして一定の個体数を持つ群落として種の存続の観点などから貴重なものでございまして。なお、写真のほうの右側に、町指定天然記念物ということで挙げておりますが、若桜町のほうでは、氷ノ山の大キャラボクということで、単木を町指定をしております。ただ、この町の指定になっております木以外にも、大きさであるとか樹齢の観点で貴重な個体が複数存在しておりますことから、集団としての生育が維持されている点を含めまして、県といたしましては、群落としての指定について意見を求めようとするものでございまして。

続きまして、3ページをお願いいたします。3つ目は有形民俗文化財でございまして。「馬場八幡人形芝居道具」でございまして。この人形芝居道具は、鳥取市馬場に伝わるものでございまして、昭和34年にその一式が県指定民俗文化財に指定をされております。道具の経年劣化などから記録保存が求められてございまして、平成22年度から4年間を掛けて詳細調査と画像の記録作業を行ってまいりました。このたび、26年の3月に報告書を刊行したところでございまして。この調査の過程で、指定当初の点数、これが上のほうに書いております148点でございまして、この点数と調査結果から明らかになりました点数に齟齬を生じているというようなことが判明いたしまして、このたび改めて整理した結果をもとに指定点数を確認した上で追加指定をしようとするものでございまして。なお、点数の考え方につきましては、審議会の中でもご審議をいただきたいと考えているところでございまして、調査報告書の中では300点を超える点数ということであがってきております。ご説明のほうは、以上でございまして。

○委員長 はい。いかがでしょうか。よろしいですね。

○（一同） はい。

○委員長 では、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。では、続いて報告事項に移ります。はじめに事務局から順次、ご説明をいただいて、そのあと、各委員からの質疑をお願いしたいと思います。まず、報告事項アからキ、それからシについて、説明をお願いします。

[公開]

報告事項ア 平成26年度鳥取県教科用図書選定審議会の第1次・第2次答申について
小中学校課長 説明

○小中学校課長 はい。小中学校課です。報告事項のア、平成26年度鳥取県教科用図書選定審議会の第1次・第2次答申について報告をいたします。はぐっていただきまして、1ページです。来年度は、小学校の教科書が変わるということで、そういうものを含めて、それから、特別支援学校・特別支援学級の予定等を含めてのこのたびの答申でございまして。4回の選定審議会を設けてございまして、1ページにありますのが、4月30日に第1次答申をいただきました。それから、後からご説明をいたしますけれども、6月24日に第2次答申をいただきました。内容につきましては、1ページに4項目を挙げております。2ページ以降が、その具体的な中身になりますが、ま

ず、平成27年度に使用する小学校教科用図書の採択基準ということで、基本的には、これは小学校用教科書目録に登載されている教科書から採択をするということ。それから、各採択地区の市町村教育委員会は、地区採択協議会を設けるということ。それから、採択につきましては、県の教育委員会のほうで提出する選定に必要な資料に基づいて、市町村のほうでも十分な調査をしていただくということが、まず第一でございます。それから、3ページですけれども、平成27年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準については、これにつきましては、特別支援学校用の教科用目録から採択をする。ただ、これは、視覚・聴覚・知的障がい者用でございます。それから、一般図書以外で、中学校につきましては、もう1年先になりますので、今使っている23年度採択のものを使うということになります。それから、県教委が提供する選定に必要な資料を考慮した採択をしてくださいということが掲げてあります。続いて4ページですけれども、市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長が採択する場合に県教委が行うべき役割でございます。県の教育委員会は、市町村の教育委員会及び義務教育諸学校の校長に対して、次のことに留意し採択を実施するよう、指導、助言又は援助することが役割でございます。その役割として、具体的に、専門的な調査研究の充実を図っていただくということ。それから、2番目に、適正かつ公正な教科書採択の推進をしていただくということ。それから、3番目に、開かれた教科書採択の推進に努めていくことの3つが、その内容となります。それから、5ページですけれども、県が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択につきましては、特に、県立の特別支援学校につきましては、小学校用の検定図書等については、これは一般図書扱いとなります。県立の特別支援学校校長は、県教委に採択申請をして、最終的には県教委が審査して、教科書を決定するということになります。それから、6月24日の第2次答申でございますけれども、こちらについては、4回の審議会の中で、選定に必要な資料について検討をしております。その中身が答申の内容となります。各種目ごとに、また、その出版社ごとに、以下にありますように、資料作成をしたところでございます。これにつきましては、東・中・西部ごとの地区採択協議会のほうに、この資料を配りました。現在、各地区の協議会の選定協議会のほうが、この県から示された資料と、各地区ごとに調査をされているものを一緒にして、来年度使用する教科書を採択していくという事務を行っていただいているところでございます。8月中には来年度の採択教科書が分かる予定になっているところでございます。以上でございます。

[公開]

報告事項イ 鳥取県ICT活用教育推進協議会（第1回）の概要について
教育センター所長 説明

○教育センター所長 報告事項イについて報告します。教育センターです。鳥取県ICT活用教育推進協議会第1回の概要についてでございます。今年度4月から、鳥取県ICT活用教育推進協議会を設置しておりまして、6月2日に第1回を開催いたしました。出席者として、委員の名前と所属等を挙げております。当日の主な内容を挙げておりますが、まず、事務局のほうからI

ＣＴ活用に関する鳥取県の状況についてご説明申し上げた後、協議していただきました。丸番号で書いておりますように、ビジョンのあり方、教員のＩＣＴ指導力、ＩＣＴ支援員という役割のこと、それから教材について、基盤の整備について、設計と運用について等をお話いただきました。その他、今後の予定としましては、７月１１日に第２回を開くと資料に書いておりますけれども、ご存じのとおり台風が接近中ということで、委員の方もですが、実は当日、県内の学校代表の方々に講習におけるＩＣＴの活用状況を説明していただく予定にしていたんですけれども、それぞれの方がそれぞれの所属で危機管理対応をする必要がある可能性がありましたので、延期という形で実際には開催しておりません。第２回目を開催できる日にちを現在調整中ということでございます。年内に提言の取りまとめをしようと考えているところです。以上でございます。

[公開]

報告事項ウ 県立高等学校図書館図書資料相互貸借について
高等学校課長 説明

○高等学校課長 高等学校課でございます。報告事項ウ、エ、オについてご報告申し上げます。報告事項ウ、県立高等学校図書館図書資料相互貸借の運用開始についてでございます。今進めております「生徒の学びの主体となる授業づくり」には、図書資料の活用が非常に頻繁になってきておりますので、今までの学校にない図書につきましても、県立図書館から借りただけでしたけれども、各県立学校の図書館の間でも貸し合うことをしようということでございます。運搬につきましては、現在あります県立図書館の搬送便を活用いたしますし、それから貸借に係る事務等につきましても現在の図書管理システムで十分行えるということで、７月１日からこうした各学校間でも借りられるシステムを開始いたします。

[公開]

報告事項エ 平成２６年度第７回鳥取県教育審議会学校等教育分科会の概要について
高等学校課長 説明

○高等学校課長 報告事項エでございます。平成２６年度第７回鳥取県教育審議会学校等教育分科会の開催のご報告でございます。第６回までで、大体の意見がまとまりました。第７回では、それをもとに答申を作っていただくんですけども、第７回では特に３点につきまして方向をある程度示していただく必要があるというところで、ご意見をいただいたところでございます。その３点は、適正な学級規模について、それから、生徒減少への対応について、中山間地域の小規模校の対応についてです。どれも鳥取県の本当に直面する課題でございました。特に、主な意見、それぞれ書いておりますけれども、適正な学級規模につきましては、やはり一定規模の学校規模がなければ、教育活動には支障があるんじゃないかと。他県で示されているような再編成の基準を鳥取県でも作成して示していく必要があるのではとの意見もありました。それから、学級規模、今まで４学級から８学級を１学年の適正規模としておりましたけれども、やはり最低４学級はい

る。ただし、上限については、8学級じゃなくて、6学級規模あればいいんじゃないかというふうなこと。それから、生徒が減少していく今後の学校のあり方についての対応ですけれども、例えば丸2つ目にありますように、学校を減らすのではなく、学級減で対応がいいのではないかと。3つ目には、学級定員を減らすという40から35人程度がいいのではないかと。専門高校は現在38人ですけれども、それも35人程度にして、学科はとにかく減らさないでほしいと。例えば、工業の電気というのが今1学科1学級しかございませんので、学級減をすることは、そういう学科がなくなるということなので、規模を縮小して学科は残すべきだということ。それから、中山間地域につきましては、やはり果たす役割や教育のビジョンが明確である。あるいは、地域を支える人材が育成できたり、地域の活性化の拠点となるというのであれば、2学級や3学級でも十分意味があるけれども、そうでなければやはり再編成も視野に入れるべきだとか、あるいは、一番最後にございますような県外からの生徒の入学も考えるべきだというご意見がございました。今後の予定でございませうけれども、あと2回開催をいたします。8月8日に今度でございますが、そこでは、もう答申案がまとまると思います。9月には、最終的に答申案のチェックをしていただいて、県の教育審議会の会長から県の教育委員会の委員長にお願いして、答申ということに、これは9月になるという予定でございませう。以上でございませう。

[公開]

報告事項オ 第35回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会について
高等学校課長 説明

○高等学校課長 今度は報告事項オでございませう。第35回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会についてでございませう。ここでご報告申し上げます内容は、7月24日の実行委員会で決定するものでございませうけれども、現在のところの近畿高総文祭の青写真をちょっとご紹介申し上げます、ご報告申し上げたいと思ひます。まず、近畿高校総合文化祭と申しますのは、近畿地方中心とした2府8県、近畿に福井と鳥取と徳島という県が加わりまして行ひます。全国高校総合文化祭と同じように1つの県に全部門が集まって、そして、総合開会行事がメインで行われませう。しかし、近畿高総文祭は、全国高総文祭と異なりまして、生徒同士の交流に重点をおきませう。生徒が中心となって企画を行うというところに特徴がございませう。鳥取大会につきましては、来年の11月14日から22日までです。会場及び開催方法につきましては、3ページに一覧にしてございませう。鳥取県では初開催で、1万5,000人の参加を予定してございませう。3番目、総合開会行事でございませう。これがやはりメインでして、ここでは式典の部と、それからデモンストレーションの部と2つに分けませうが、総合開会式は総合開会式のテーマ、独自のテーマを設定して行ひます。2ページになりますが、生徒実行委員会、先ほども言ひましたように、近畿高総文祭が生徒が活躍するというのがメインでございませうので、本県でも大会の広報活動や総合開会行事の企画から生徒に入ってもらふことにしてございませう。企画運営、それから県の紹介パネルの作成等でございませう。各部門もちろん、リーダー生徒が企画から入っていきます。また、生徒の実行委員会、運営委員会も1月以降また随時ですな、追加募集をしていって、大きな取組にしたいと思ひてお

ります。募集関係では、大会テーマ、マスコットキャラクターが171点も集まり、今週末にその審査を行います。今後の予定でございますけれども、総合開会式行事委員会は6月に行われましたが、第2回の総合開会式委員会で、9月から生徒実行委員会を立ち上げて進めていく予定でございます。来年の4月の企画委員会からが正式なスタートという形になると思います。以上報告申し上げます。

[公開]

報告事項カ 「船上山少年自然の家」「大山青年の家」の運営のあり方について
社会教育課長 説明

○社会教育課長 はい。報告事項カ、「船上山少年自然の家」「大山青年の家」の運営のあり方について報告いたします。社会教育課でございます。めくっていただきまして、この「船上山少年自然の家」、「大山青年の家」につきましては、青少年の社会教育施設といたしまして運営を続けておるところでございますが、一昨年、平成24年度に事業棚卸しの対象となりまして、その審議の結果、改善継続という方針が出されました。その内容は、「指定管理制度の導入も含めまして、運営のあり方を抜本的に検討すべき」というような評価を受けたわけでございます。それを受けまして、翌25年度には、学識経験者等からなります運営委員会をそれぞれの施設ごとに設置いたしまして、運営でございますとか、事業内容について審議いただき、1番の枠で困っております内容について、運営委員会の意見をまとめていただいたところでございます。この結果を受けましての今後の取組につきまして、ご報告いたします。昨年度の運営委員会の意見取りまとめでございますが、基本的には、カギ括弧で書いてございますように、「学校教育と密接に連携した青少年社会教育施設として、運営委員会等の意見を聞きながら、県直営で運営」ということで、事業棚卸しでは、指定管理者制度の導入も含めて、運営のあり方を抜本的に検討するようということでございますけれども、昨年の運営委員会では、学校とのより連携したあり方ということで、県直営で引き続きという意見にまとまったところでございます。これを受けまして、2番に書いてございますように、県教育委員会としての方針でございますが、引き続き、この運営委員会というものを外部評価委員会として常設化することとし、なお引き続き、昨年いただきました意見をもとに広く県民の方の意見を聞きながら、今後の運営のあり方について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。今後の取組につきましては、今月から県民アンケートを実施したいと考えております。あわせまして、市町村教育委員会なり、学校関係者の方からもご意見を聞きながら、県民の意見、それから学校関係者等の意見、総合的に取りまとめて評価をさせていただき、今後のあり方について方針を年度内には出していきたいというふうに考えているところでございます。その県民アンケートでございますが、今月から実施して、9月初旬には、結果を公表していきたいというふうに考えておるところでございます。内容につきましては、昨年度に審議いただいた運営委員会の意見をもとに、両施設の目指すべき姿、その運営のあり方について、ご意見を聞きたいというふうに考えておるところでございます。報告は以上でございます。

[公開]

報告事項キ 大高野官衙遺跡の国史跡の新規指定及び国史跡青谷上寺地遺跡の追加指定について
文化財課長 説明

○文化財課長 はい。報告事項キ、大高野官衙遺跡の国史跡の新規指定及び国史跡青谷上寺地遺跡の追加指定についてご報告をいたします。資料の1ページをお願いいたします。去る6月20日に国の文化審議会のほうから琴浦町にございます大高野官衙遺跡を国史跡として指定するように、また、青谷上寺地遺跡の追加指定につきまして答申をされました。まず、概要でございます。大高野官衙遺跡につきましてですが、指定の名称、所在地、面積等につきましては、資料のとおりでございます。4の概要でございます。遺跡は、古代における八橋郡にございまして、西側350mには、県内唯一の特別史跡斎尾廃寺跡がございます。地図のほう、2ページのほうに載せておりますけれども、大高野官衙遺跡の史跡のエリアを赤で囲っております。その左側にですね、少し丸で囲っておりますが、この部分が特別史跡斎尾廃寺跡でございます。戻りまして、こちらの大高野官衙遺跡につきましては、昭和56年の調査によりまして、写真にも挙げておりますように、礎石が列をなしているような状況が明らかになっております。また炭化米が確認をされましたことから、八橋郡の正倉か郷倉、こちらのほうは、用語解説のほうに挙げておりますけれども、穀物を保管をする倉庫ではないかということで推測をされたところとございます。そのあとの調査で、南北105m、東西130m以上の範囲を三方の溝で区画されて、敷地内に整然と並ぶ建物や塀が検出されておりました。出土品などの状況から7世紀末から9世紀後半にかけて、Ⅰ期からⅢ期までの変遷をたどった遺跡であるということが分かってきております。この遺跡は、当時の倉庫の配置などを定めた倉庫令という法律に沿いまして、防湿に適した土地の上に建てられておりました。総柱の高床倉庫が建て替えをされながら、整然と並んでおります。倉庫の正倉の姿を具体的に示すものということでございます。また一部の礎石には、先ほど申しましたように火災によるものと考えられる被熱痕があること、焼けて炭化した米が検出されるなど、八橋郡の郡衙の正倉の可能性が高いもの、八橋郡の役場の税として納められた米等を保管をした倉庫ではないかということでございます。国家の支配体制の地方支配の実態を具体的に知る上でも、貴重な遺跡というふうな評価を受けて、このたびの答申がなされたものでございます。

次に3ページをお願いいたします。国史跡青谷上寺地遺跡の追加指定についてでございます。今回の追加指定地は、真ん中あたりに図面をつけておりますけれども、図面の赤い線で囲ったものが当初からの指定対象地のエリアであったものでございます。このうち、青で色を付けております今回の追加指定箇所につきまして、面積のほう579.74㎡でございますが、このたび、所有者の方から指定についての同意をいただけたことにより、追加指定の答申が出されたものでございます。指定の履歴と所在等は、記載のとおりでございます。この後、国の告示を経まして、正式に指定となる見込みでございます。以上でございます。

[公開]

報告事項シ 手話ハンドブック（活用編）及び「あなたと一緒に歌いたい／ふるさと」DVD（歌・手話ペペ）の作成・配布について
特別支援教育課長 説明

○特別支援教育課長 特別支援教育課です。報告事項シをお願いしたいと思います。手話ハンドブック（活用編）及び「あなたと一緒に歌いたい／ふるさと」のDVDの作成・配布についてでございます。特別支援教育課におきましては、今年の2月に手話ハンドブックの入門編を全生徒に配布したところでありますけれども、さらなる手話に対する理解を学習を深めるために、今般、手話ハンドブックの活用編を作成し、今月中には、県内の全児童生徒・教職員に配布をする予定としております。内容につきましては、今回の活用編におきましては、学校生活でよくある会話でありますとか、鳥取県の特産物、梨でありますとか、カニといったような表現、あるいは名称、鳥取砂丘でありますとか、山陰海岸ジオパークといったような手話表現を収録いたしました。またQ&Aを記載をしたところがございます。委員の皆さんには、ボックスのほうに冊子が入っていると思いますので、またご覧いただければというふうに思います。あわせて、今回芸術文化祭のテーマになりました「あなたと一緒に歌いたい」という歌、あるいは100年を迎えました「ふるさと」の手話表現についても今回掲載をしたところがございます。今後、児童生徒向けとしては、約7万6,000部でございますけれども、それぞれ児童・教職員一人一人に配布をし、今後の学校での手話の普及に役立てていただきたいというふうに考えております。

あわせて、「あなたと一緒に歌いたい」と「ふるさと」を収録しましたDVDの作成についてでございます。冒頭の教育長の報告からもありましたけれども、7月12日に第14回の全国障がい者芸術文化祭鳥取大会が開幕しました。この大会のテーマソングになりました白兔養護学校でずっと歌い継がれてきた「あなたと一緒に歌いたい」という歌の手話表現を含めたDVDを作成いたしました。今後これにつきましては、各学校及び保育園・幼稚園、あるいは、障がい関係団体にも配布し、大会の盛り上げと手話の普及に活用していきたいというふうに考えております。今後の動きにつきましては、一番下に掲げておりますが、本来でありますこの入門編と活用編の映像を表現したDVDをあわせて発行したいというふうに考えておりましたが、少し収録の編集に手間取っております、9月を目途にこのハンドブックの入門編・活用編を実際に映像で収録したDVDを作成いたしまして、関係各学校に配布をしたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長 アからシについてご説明いただきましたが、では、ご質問があればお願いします。

○委員 いいですか。このICT活用教育推進協議会の議論の状況を教えてもらいたいと思います。

○委員長 議論の状況ですか。

○委員 具体的に、例えばこういう使い方がある、これはこういうことがあった、こういうデメリットがあったとか、機材が足りないとか、いろんなことが、具体的にその場で、委員の皆さんから意見が出ているのか、それともこちら側が何か提案して、いかがでしょうかみたいなことでやってるのかとか、何かもうちょっと中身が知りたいなと思いました。

○教育センター長 はい。まずですね、1回目ということで、ご報告を申し上げましたが、簡単に言うと、議論が緒に就いたばかりというところではございます。それから資料の4番に予定していた会があったけれどもということで申し上げましたけれども、実は校種別にヒアリングを予定しておりました。ところが、延期になったっていうことがあるんですけども、ビジョンとか提言については、とにかく県の実態をしっかりと踏まえて、実情にあったものにするべきであるということとしています。主な意見の丸番号で言いますと、5番にあたるんですけども、基盤整備・インフラというところと非常に密接に関係していくからでございます。特に回線容量の課題というのは、先進の他県の様子を伺っていても、同時に多くの機械が動かないってというような状況があったりということがございます。ですので、まず何をするかということを考えてからじゃないと動きにくいということが、私が同席して聞いておる印象でございます。ただ、教員がまず、例えばタブレット端末とか、そういった最新の機器に慣れないといけない。親和性がないといけないということから、②に書いておりますが、授業改善を目指して、どう使うかという研修ってというのは大事だなということは話されています。同時に、今では、県立ではS Eと呼んでいますシステムエンジニアですね、そういった立場にあたる③に書いておりますICT支援員の配置が必要なんじゃないかと思います。例えば、具体的に図書館とICTの組み合わせというようなことで書いておられますけれども、鳥取県が全国にも先進的に行っている司書教諭の配置であるとか、司書の方々と上手な組み合わせによる活用ということができないかなというようなことも探る1つの道ではあると考えます。その方向でいけということで話があったわけじゃないんですけども、いろいろ工夫が必要じゃないかということがありました。それから、将来を見通したっていうことがございますけれども、本当にこの世界が日進月歩ということから、国は実は2010年代に1人1台ICT、タブレット端末ということをおっしゃってございますけれども、実は直近で出ております26年に出た4カ年計画の中では、まずとりあえず1教室に40台という報告をしまして、そこでの整合を図りながら、もう1つ⑦には情報セキュリティポリシーであるとか、モラルという言葉を書いております。そのことも大変大事なことでと考えています。また、企業では割と一般的に今は行われつつあるBYODということがあるようでして、何かと言いますと、Bring Your Own Deviceといい、とにかく自身の機械を持ってきて学校で活用するということも考えないといけないんじゃないかと思います。そのときに、いわゆるセキュリティをどうするかということがあるんですけども、学校で守って実社会に出た途端にガードがなくなるということのギャップということについてどう考えるかというようなことなど、とにかく考えないといけないことが、もう山盛りだという印象を持っています。まずお金を使う前に頭を使わないといけないなということを感じているということをおっしゃいます。ただ、2回目からどういう流れになっていったかということをおっしゃるので、1回目についてはまだ最初に申し上げましたように、緒に就いたばかりということで、ご報告申し上げます。以上です。

○委員長 私もこの件については、ちょっと疑問に思ったところがあったんです。今おっしゃるとおりで1回目なので、緒に就いたばかりだということは全くそのとおりだと思うんですけど、どう導いていくかということが、やっぱり重要なと思うんですね。年内に提言の取りまとめと

ということなんですけど、そうすると、来年度予算に対する対応がこれだとできないんじゃないかっていうことになり得ると思うんですね。そうすると、そもそもどういう方向でこの会議を導いていくのかということを考えていただいて、やはり、鳥取県という一般的な意味では田舎において、こういう情報通信技術を使いながら世界とどうつながっていくのかっていうことは、田舎であればあるほど重要度は高いものだと思うんです。それで、そうした時にどうしていくのか。実際のところ、全国的に見てもICT、ICTって言いながら、なかなかうまく使い方ができていないというのが実質のところなんです。簡単な答えがないっていうのはもちろん分かった上でのことなんですけれども、しかし、何か鳥取県なりのことを具体化して、やっぱりしていかなきゃいけないんだろうなって思うんです。恐らくそのためには、大きな方向としては、県全体で何かをやるというよりは、意欲とか工夫のある先生の下で、あるいはそういう学校の下で、先進的な事例を作っていくっていう方向のほうが、いいのではないかなという印象はあるんですけれども、何にせよ、来年度に向けて具体的な鳥取県なりの試みができるような形での、この協議会の進め方ということを意識していただけるとありがたいかなと思います。

○教育センター長 はい、分かりました。今、予算ということを、さっき冒頭おっしゃったので、そのことについてどういうふう考えているか、ちょっと申し上げますと、実は当初5、7、9、11という奇数月で、会を持とうと考えておりました。9月の会でほとんど予算に向けての提言のまとめをしてしまって、11月には、こういう方向で予算要求にしつつありますよというようなお示しの仕方をするのかなと考えておりました。今もそれは変わってないんですけれども、7月に実施できていないので、8月にとにかく2回目やって、また続けて、そこではさっき申しましたように、校種別の実情を説明してもらいながら、9月にその提言の内容をほぼまとめるというような形を考えているところです。最後におっしゃった鳥取県らしさの先進的なということですが、報告ペーパーの4番に教材っていうところで書いておりますが、実は全国の多くの優れた事例の活用というところ、ここで委員のほうから紹介があったのは、全国的には文科省なり、各県の先進事例がオープンになっているものが多いということです。それは極端に言うといくらでもとってくることはできるということでございしましたが、その続きに、焦点化した研究開発ということで書いていますが、今、委員長がおっしゃったように、他県のやってない單元であるとか、市町村の特異な取組を全県に紹介するような形での研究、これをやるべきじゃないかという意見も実際に委員の方から出ております。ですので、予算についての心構えについては、最初に申しましたとおり、また、内容についての方向性についても、委員長のおっしゃったことが委員のほうからやはり同じように出ているということで、そのことを両方心して取り組もうと思っております。

○委員長 電子黒板が全県的に入れられて、あれがあまりうまく使われなかったというのは、私は1つ、反省だなと思っているんです。あれは、やはりトップダウン式でこれ使ってみなさいということでしたんだけど、しかし現場のニーズと合わなかったということなんです。私はよくその理由は分かりきらないところがありますが、学校単位がいいのか、教室単位がいいのか分からないですけども、やはりこういうふうに授業を活かしてみたいっていう、現場の工夫を、こういうデバイスとの関係の中でどう活かしていくかっていうことが、まずは基本になるんじや

ないかなと思うんですよね。必要性のない人にこれを使ってみなさいって言っても、いやいらな
いんだけどということで、単純に終わってしまうことになるので、そこら辺をどうマッチング
させていくかっていうところに1つのカギがあって、そこで、生えてきた芽をどのように活かし
ていくかっていうことが、次のステップになるんじゃないかなというのが、このICTについて
は私の印象です。ぜひ、いろんな考え方あると思いますけれども、せっかくですので、おもしろ
い試みがどんどん出てくるようになるといいかなと感じました。

○委員 事例としてですけれども、前からあったのか分かりませんが、聾学校の先生が言
葉で通じないときにタブレットを利用されていましたよね。

○委員長 はい。

○委員 すぐ出てくるということで、すごくいいですよって言われて、確かに本当、私たちも伝
わらないときに、そういうのを活用したいなと思いましたので。

○委員長 はい。障がいのある方は、それはありますよね。

○委員 そうですね、はい。

○委員長 聾学校だけじゃなくてですね、言葉が通じない方への活用という全体的なことですよ
ね。

○委員 そうです、ええ。

○委員 すみません、もう1つ。

○委員長 はい。

○委員 この船上山少年自然の家と大山青年の家の運営のあり方についてというところを今読ま
せていただいたんですけれども、具体的にどういう点が課題として挙がっているか教えてほしい
んですけれども。

○社会教育課長 はい。船上山、それから大山の運営のあり方なんですけれども、一昨年の事業
棚卸しの際には、各委員さんのほうから結論として必要性については十分これは認めるというこ
とで高い評価をいただいております。やはり、学校の中では体験できない自然体験ですとか、集
団宿泊体験、こういった機能というのを十分活かしきっているということで、高い評価をいただ
いております。ただその運営の管理者が県直営ということもあって、実は他県では、同様の施設
がすでに64%が指定管理者制度ということで、指定管理者での運営に移行しております。鳥取
県での場合はどうかと言いますと、この両施設ができた昭和52年、54年の時から、施設の管
理については、今撤退してますけど県の社会教育文化財団のほうに一部管理委託をしております。
そういうふうに、県施設の管理と財団委託という形での並行で来たんですけども、指定管理者制
度が地方自治法の改正におきまして、平成15年からできる形になった時に、この船上山と大山
の施設を県直営の場にするのか、指定管理者制度に移行するのかの議論を行いました。その際に、
やはりこの第二の学校としての位置付けを明確にしていきたいという教育委員会の方針がござい
まして、学校教育との連携を密にすると、そのためには教員を指導員として派遣をし、よりその
管理体制を明確にしていくということで、指定管理者制度の指定管理者のほうに委託、指定管理
をするのではなくて、県直営一本でいくという方針を平成18年に決定いたしました。それ以降
今日まで、県直営制度という形で続いてきております。それを一昨年の事業棚卸しでは、その流

れを踏まえた上で、そうであっても他県ではすでに指定管理者制度に移行してるのが約7割弱あるということで、そのメリット・デメリットも十分考えながら、県直営で十数年きましたけれども、その功罪っていいですか、そのあたりをしっかりと検討の上、抜本的にそのあたり見直したほうがいいんじゃないかという結論をいただいたところです。何がこの点が悪いとか、何がこの点がいいという形ではなくて、他県でのそういったうまくいってる事例なんかを調査をして、活かせるものがあればそういうふうに活かすという管理のあり方についてのご意見というのをいただいたところでございます。

○委員 それと、もう1つお聞きしたいのが、指導員の方について、短期間での入れ替えの研修のような形で入っていらっしゃる方があって、慣れていらっしゃる部分があるのか、子どもとの対応の部分で、もう少し意欲を引き出すとか、その工夫を引き出すような働きかけがあるかないか、つまりは、複数の方が対応しているのを見ると、やっぱり明らかに違いがあったりします。たった2日間、正味1日目の昼からと次の日の午前中がほとんどですので、その短い期間に貴重な体験をさせていただいて、すごく子どもにとってはとても良かったと思いますけれども、やっぱり指導者の存在は、すごく大きいなということを思いました。もちろん、丸投げではなくて、引率していった者との打ち合わせによって、学校側の教員も、もちろん指導はしていくんですけども、やっぱりそこにいらっしゃる指導員の方の存在はすごく大きいなと思いました。研修の意義も分かり、この人は、こういうことが得意な人ではなかったのに、だんだん変わってこられたなっていうことは様子としては分かるので、育成という面では分かったんですけども、たまたまその職員が対応した子どもにとっては、どうなのかなということを感じました。すいません、これは感想です。

○社会教育課長 学校での宿泊体験は、特に2泊3日なり3泊4日という長期の場合には、事前の打ち合わせを必ずこれは学校側とやります。学校側のほうのニーズは何なのか、今の生徒の状況は何なのか、事前の生徒へのアンケートや実態というのを踏まえた上で、宿泊体験によってどう変化したのかというような事後調査もやるようにしております。そういうふうに学校側にとって一番関心の高い教育課程上の宿泊体験、自然体験がどういうふうに位置付けられるのかっていう、それから施設側のほうはそれに応えてカリキュラムをどういうふうに作っていただけるのかっていうあたりを十分に時間をかけてやります。その上で、宿泊に臨んでもらうという形をとっております。確かに年度初めに入ってきた指導員の場合には、4人の指導員がおりますけど、うち3人が研修派遣で、そのうち2人が半年間での研修受けていただきますので、研修期間は短いです。

○委員 半年ですよ。

○社会教育課長 研修は県の職員には、ベテランの指導員が必ずついて、そのカリキュラムの作り方、それから現場での指導というのを必ずやって能力を付けさせるという形をするようにしております。たまたまこの人にあたったから良くなかったとか、良かったというような形がないように、そこところは体制を整えてやっているつもりではあります。

○委員 はい、分かりました。

○委員 だけど、棚卸しのときに、指定管理者制度でうまくいっているところもあるんだから、

県直営はやめて、指定管理者委託をしたほうがいいのではないかという意見だったわけですよ、棚卸しでの件は。

○社会教育課長 指定管理にしなさいじゃなくて、指定管理者制度を含めて検討するようにとのご意見でした。

○委員 その理由というのは費用の面ですか。

○社会教育課長 理由ですか。理由についてはですね、これだっていう明確な結論ではなかったですけども、いわゆる青少年社会教育施設といいながら、学校だけの生徒が利用するのではなくて、一般のご家庭の家族が来られたり、サークル活動で来られたりという学校以外の利用が、どんどん増えている中で、学校だけと密接に連携した施設という形ではなくて、広く県民の方が利用できるような、特に青少年・青年団、そういった運営で広く利用できるようにという形で考えた場合には、県直営という管理体制だけではなくて、民間のノウハウも入れ込んだような形のやり方が考えられるんじゃないか、実は他県ではそういったような形で指定管理者制度に移行したのもあるんじゃないかということで、そのあたりはもう少し、実情をよく調べながら、あり方を考えたらという形です。コスト面でこれが今の県直営がコストが高いからとか低いからという議論は出ておりませんでした。

○委員 24年の棚卸してことは、25年の3月にされたのですかね。

○社会教育課長 24年度中でした。

○次長 棚卸しは、夏ごろにやります。

○社会教育課長 24年の秋ごろに意見がありました。

○委員 25年の外部評価委員会のまとめが県直営で運営としか書いてないんですけど、今の言われた事情を比較考慮しても県直営のほうがより目的に合致する結論とした事情が全然分らないです。これだと次の事業棚卸しで突っ込まれても、返答できないと思うんですけど。

○社会教育課長 事業棚卸しでは、先ほどご説明いたしましたけれども、何かこの点が、今の運営状況はこれが悪いとか、もう少しこういう点を改善しなさいっていうようなご意見が特に出なかったというのが前提ではございます。それを踏まえた上で、昨年度、運営委員会ということで、民間の事業者の方、学識経験者の方も入っていただいたの、いわゆる外部評価委員会の位置付けも踏まえた運営委員会を設置いたしまして、ご議論をいただいた上で、今の運営状況、いわゆる特に学校とよく密接に連携した運営体系というのは大事にしていかなきゃいけないだろう、特に不登校児童への対応とか、そういった様々な今の教育課題のほうを、この施設のほうでカバーできる能力があるんじゃないかということで、よりますます学校教育との連携を明らかにした方向性というのを出すべき、そういうことから、民間に全く委託ではなくて、学校の教員を指導員として配置するという現体制のままを継続した県直営方式というものが、これからも大事だろうという結論が、昨年の委員会では出されたということでございます。ただ、事業棚卸しで何回も出た民間経営のノウハウということについては、これは大事な視点であろうから、そういう点について、各企業、NPOなどこういったところと連携しての講座の開設なりで、そういった形でのやり方というのは、県直営でも可能だろうということで、そういう点での視野というのは広げながら運営していったらどうかという、それが昨年の委員会での方向性でございました。これを受

けまして、県教育委員会では、じゃあそうしましょうというのではなくて、運営委員会での意見は意見としていただきまして、さらに広く県民の方に、この施設を利用したことがある方、ない方も含めまして、広く両施設の活用策についてアンケート調査をさせていただき、それを参考にしながら、どういうふうな姿が望ましいのか、そのためにはどういった運営主体が望ましいのかというあたりを、今年度考えていきたいというところでございます。

○教育長 非常に分かりにくいようになっておりますけれども、もともとその指定管理制度というのは、民間にできることは民間にさせたらいいじゃないかというところからの発想ですけれども、この社会教育施設をどう考えるかということです。学校についても、民間でやっているんですね、実際に。だから、そういう考え方を封印していけば、公立学校も全部、指定管理に出していけばいいじゃないかという発想もありますよね、1つは。でも、そういうのはちょっと違和感がやっぱりあるわけですね。今、図書館でもそういう議論が出てて、鳥取県ではそういう議論はでてないんですけども、64%という指定管理の率があるというのと、どっちでもできるという状況の中で、どっちを選択したほうが、より我々が目指す施設の運営ができるかというところを探っていくかといけないんだろうと思うんです。で、仕分けをされる委員さんは、どっちかという民間に出せるものはどんどん出していけばいいじゃないかという考え方のほうが強かったということですけども、それをもとにして運営委員会で議論したら、やっぱりこれは社会教育の施設なんだから、そこを大事にして、直営でやったほうがいいんじゃないかという意見だったということです。それで、そこの中には、いろんな人が利用できるという状況があるんだったら、もう少しその、要は教育という面に特化するような、そこに重点を置くような格好でも、直営として残していくべきではないかという意見だったという理解なんですけれども、そこを逆にこう幅広く、いろんな県民の方に利用してもらおう。そこに民間の活力をどんどん投入するという考え方も、施設の運営としてはあると思うんです。そこについて、県民の考え方がどうなかっていうところが、ちょっと探りかねているという部分があるので、非常に分かりづらくなっているっていうことなんだろうなあと思います。

○委員長 今の松本委員のご指摘というのは、要はその民間ということも考えたらという指摘に対して、外部評価委員は、外部評価的な役割を持つとはいえ、そうはいつでも内部の議論で、やっぱり直営でいいじゃないかというふうに決めたわけだから、今度また指摘されて回答できる考え方があるのかということですよ。

○教育長 そういう意味で、運営委員会ではそういう結論になったんですけども、県の教育委員会としての考え方というのは、まだはっきりと打ち出してないわけですから、そこにもう一段階、県民の意見なり、利用者の意見なりを幅広く聞いて、少し意見を集約する段階を踏みましょうっていうことで、今進めたいというのが今日のところです。

○委員長 実質、今の県内の状況の中で、受け手は民間であり得るんですか。

○教育長 今現在は県内ではないと思います。

○委員長 例えば、美術館なんかはサントリーがやったりとか、割と全国チェーン的に民間が受けるみたいな流れがありますけれども、そういうことを全国展開的に民間でやっているようなところはないんですか。

○社会教育課長 全国の大手の出版社であるとか、いろんなスポーツ関係の団体、そういったところが委託を受けて指定管理者になってやっているという県はいくつかございます。ただもう1つの県のなかでも、県直営でやっている施設も残しておれば、そういうふうに指定管理者制度に移行した施設というのがあって、例えば、何県はこういうふうな方針で一本化しましたという話じゃなくて、施設ごとに判断をされてやっているというのが実態です。あとは、同じように指定管理者制度には出すんだけど、大事な学校との連携等については、これは教員を派遣をして、その部分については直営でやるという機能は残しているというような複合的な管理体系というのをとっている県もいくつかございます。様々な、何を狙いとするかということによって、管理のあり方をいろいろ弾力的にやっているような実態があります。

○委員長 流れとしては、そのPFIという流れの中で、割と勢いで導入した時代から、若干、揺れ戻しなんですかね、今は。

○社会教育課長 そういう議論はあります。指定管理者制度に移行したものの、県直営に返そうかというような議論が始まった県もありまして、やはり何が子どもにとって大事なのかということだと思います。

○委員 外部評価委員というか、外部の方の意見がとても大事ななと思っています。ずっとあまり変わらない時期があったけれど、ある時から、大山青年の家もすごく環境整備が整ってきたりなど、考え方が変わってきたなという時期があったんです。やっぱり、外部の者が入ってこないときには、あまり変革がないので、こういういろいろな考えがある人が集まったときに、今の運営方法はどうかという意見を取り入れて変えていくと、とってもいいことだと思います。

○教育長 それまで、外部の人が入った会議がなかったので、この先ほどの棚卸しをきっかけに、昨年度からこういう委員会を開いた意見がそれです。

○委員 はい。分かりました。

○委員長 エの教育審議会の、高等学校のあり方についての議論についてちょっと確認をさせてください。これ、ざあっと見る限り、今まで、教育委員会内でしている議論と大体方向はあっていて、範囲内かと思うんですが、実際の議論のなかで、これはちょっと新しい切り口かなというような意見が、もしあったらお聞かせいただきたいなと思います。

○高等学校課長 はい。今回ご報告申し上げましたのは、第7回の分で、特に事務局のほうから、論点3つを確認してくださいという形で申し上げたものでございます。そのなかでいきますと、やはり、適正な学級規模についての、①でありますような、やはり一定の学校規模は必要ということ。逆に鳥取県は小さい県で、人口は減っていくんだから、学級規模は減っていくのはやむを得ないじゃないかという意見も強いんですけども、そうは言ってもしかし、やはり活力ある教育活動ということで考えれば、やはり一定の学校規模が必要であるとの意見もあります。他県で示されているような再編の基準を設けて、それに従ってきたのが、例えば、広島県は、1学年3学級以下の学校ですと、活性化を図りなさいよと。それから、1学年1学級規模の学校ではございますが、これは、学校関係者や市町村教育委員会で構成するような会議を設置して、活性化の対策を練る。今、ちょうど日野がやっているような形をやって、3年間で、いわゆる、1年から3年までの120人の中の80人以上の進学を目指そうというふうな形があり、期限を切っ

て活性化していこうとしています。それでうまく行かない場合には、近隣高校のキャンパス交流とか、地元中学校と連携するとか統廃合と形の基準を作ってますね、その中で、何をどう取り組んでいけるかをすべてやったうえで、再編成を考えていくという、そういった方向をとるべきじゃないかというのが非常にあります。それからもう1つ、3つ目の適正規模に関しても、今現在3学級の学校が4つ、それから2学級が1つでございますので、この4学級から8学級と今までしておりましたものが、4学級が減るかなと思いましたがけれども、やはり4学級から8学級ということで、4学級は必要じゃないかということです。3学級、2学級の学校につきましては、他県の活性化の特異なことをやっていくべきだというふうなところが、非常に印象的でした。それから、学校は減らさない方向にいこうということで、学級定員に手を付けようという点が、非常に特徴的でございましたし、それから、第7回といわず全体としましては、やはり、専門高校のあり方を考えた場合に、まず、1年次は、共通科目でやって、2年次から自分の専門のほうに向かっていったらどうかという、非常に斬新な意見もありました。今すぐに行えるかどうかは、随分考えなきゃいけないのですけれども、そういった発想も入れるべきじゃないかななどのご意見が、非常に特徴的でありました。

○委員長 ちょっと教えていただきたいんですけど、学級の規模は、最低4学級だということで、現状そうになってないところもあるのですけれども、現実には、学級数じゃなくて、要は実際は生徒数に、事実上なってくるわけですよ。要は定員を減らして行って学級数を維持しても意味がないわけだから、ある程度の生徒の数が学校の規模として必要じゃないかっていうことに最終的にはなっていくんじゃないかなと思うんですけど、その小さいとだめって理由っていうのは、何ですか。

○高等学校課長 その部分は、小さい場合のメリット・デメリットを検討してもらいながらやりました。例えば、視点として、当然、多様な切磋琢磨という点ではデメリットです。それから多様な、柔軟な教育課程の編成も、例えば理科など、物理、化学、生物、地学がありまして、それで2学級規模だと教員の配置がなかなかできなくて、この学校では物理はとれませんとなってきます。そうすると進路が非常にまずいとなります。それから教員配置も当然でございます。ただ多くの教職員の配置で、きめ細かい指導がむしろできていくから、集団が小さいということによるメリットがあるんじゃないかということもあります。それから、よく言われる生徒会活動や部活動がどうだということがありますがけれども、逆に言うと、小さければ今までリーダーになれなかった子たちがどんどん活躍の場ができてくると、そういうメリットもあるんじゃないかとありました。そういったメリット・デメリットを勘案しながら、そうはいってもやっぱり4学級かなということ。その教員定数のことも非常に大きくて、4学級から3学級ですと、単純に6人程度減で、1学級だと8人という教員になってしまう。2学級だと15人という教員になって、それで3学年を持って、いろんな教科を持ってということになります。県が教員を随分配置していかなければいけなくなります。その分、例えば他の学校から教員を持ってこなきゃいけないということになりますので、他の高校の教育活動にも影響してしまうということがございます。実務的なところもたくさんありますが、教員を配置しようと、一旦そう教育論として成立すれば、逆にきめ細かな教育ができるのではということでした。

○委員長 恐らく流れとしては、学校はなくしたくないという話が、やっぱり日野と同様にこれからも出てくると思うので、今のお話だと、確かに切磋琢磨っていうのはもちろん分かるし、でも、じゃあ150人なら、200人ならOKで、100人ならだめなのかとか、そういう何か結構、微妙な話になってくるんじゃないかと思うんですよね。だから、実は学校の規模の話は、教員の配置という大人側の事情に縛られてくるというところで、以前に、青谷高校のスクールミーティングに行ったときに、あれは誤解があったみたいですけど、数Ⅲが取れなかったみたいな話がありましたよね。

○高等学校課長 設置していましたけどね。

○委員長 そうそう、誤解があったみたいですね。そうすると例えば、じゃあその科目だけは他の学校に行って受けることでは、だめなのかと、その時、話したり思ったりしたんです。いろいろな意味で柔軟な対応をこれから用意しておかないと、やはり地域のなかでの学校っていうことが、これから難しくなってくるんじゃないかなと思うので、ぜひ、いろいろな可能性について、分科会でご議論いただけるように、話題提供していただけたらと思います。

○高等学校課長 やっぱり、2ページの中山間地のところの3番目の丸が、非常に理想論なんですけど、中山間地域の小規模の学校に進学した生徒が、都市部の高校に進学した生徒と同水準の教育を受けることができ、卒業の進路も保障されるという仕組みが必要であると。逆に中山間地域だと、その次の丸ですけれども、地域と連携した体験活動や探究的な活動が、むしろできるメリットがあると。その辺をどう評価していくかっていうことだろうと思います。

○委員 すいません。高等学校の1学級の生徒数は、専門校が現在38人で、普通科は40人でやってるんですね。

○高等学校課長 そうです。普通科は40人で、国の基準も40人です。

○委員 それは分かるんですけども。

○高等学校課長 本県は、専門高校と総合学科については、38人という形です。

○委員 40人で、今のこの子どもたちの学力の感じからいって、やっぱりきめ細かい指導は、結構難しくなっているのかなあと思ったりするんですけども、そうでもないですかね。

○高等学校課長 かつての50人とかでやっていた時期もあったように言われますけれども、国としては40であろうとは言っています。全国では、やはり40は多いと声がありますが、ただ高校はですね、義務教育と違いまして、教科が分かれますので、40というクラスの単位が常時であるわけではないんです。

○委員 選択で教科が分かれていますよね。分かりました。

○高等学校課長 そうなんです。ですから、本当の少人数が必要かと、高校に関してはやっぱり強く言えないというところがございます。

○委員 分かりました。

○委員長 他にいかがでしょうか。他のものについても、もし、ざっと見ていただいて何かあれば。私は、お願いなんですけど、教育審議会のことが今回、コトサで、一応、今の説明からは外された形になっているんですけど、教育審議会は、やはり非常に重要な会なので、ぜひ今後、これについては必ず触れていただけるように、お願いできたらと思います。せっかく皆さんお忙

しい中、ご意見いただいているので。

○委員 本当ですね。はい。

○教育長 どうしましょう。若干、説明させましょうか。

○委員 はい。時間がありましたら。

○委員長 そうですか。お願いできたら。

○教育総務課参事 では、教育総務課です。報告事項のコをご覧くださいと思います。第16回の鳥取県教育審議会の概要ということでして、見ていただきますと、今回の議事は、審議会の運営規程の一部改正ということで、事務局の組織改正に伴って規程を改正したというものが議事として、その他は報告事項でございます。教育審議会の特別支援教育部会における審議の状況、もう1つは、今後の県立学校の在り方。あとは3番で、博物館の現状・課題検討について、4番で読書活動・教育ビジョンの策定について、あとは、一番下に5から9までそれぞれ説明しました。特別支援教育だとか、県立学校の在り方については、審議会の分科会で議論いただきまして、その審議の状況なり、内容について報告をさせていただき、博物館も今後の検討状況だとか、読書活動の推進ビジョンについては、策定した内容について説明したところです。以上です。

○特別支援教育課長 特別支援教育課です。報告事項サを簡単に説明させていただきます。特別支援教育部会の第3回目を6月25日に開催をいたしました。今回は諮問した中の大きな2つ目のポイントになります特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実、環境整備ということについてご議論いただいたところでもあります。主な方向性につきましては、四角に囲っているところでございますけれども、将来的には子どもの数が減っていくという中で、特別な支援を必要とする子どもの占める割合が増えてきているという現状にあります。そういった見通しのもとに、あらゆる校種において特別支援教育を充実させる必要があるということ。それからずっと出てきておりますけれども、管理職に対する研修の継続でありますとか、指導者の専門性の確保が不可欠であるという意見。さらには一貫した教育、一貫した支援の体制が必要であるということから、学校間をつなぐような役割のコーディネーターを各市町村に配置してはどうかといったような意見や、中学校区ごとに、1名程度、特別支援教育のキーパーソンとなるような教員を養成配置して、そういった校区内の中学校区内の教員をサポートするような体制を構築すべきではないかといったような意見が出されたところでございます。特別支援学校については、主な意見について下のほうに挙げておりますけれども、白兔養護学校における訪問学級の在り方でありまして、県内の視覚障がい者について、学齢期の子どもがほとんどいないということで、盲学校の在り方について、今後、中途障がい者にも対応できるようなことを考えてみてはどうかといったようなご意見もいただいたところでございます。次回は、大きな柱の3本目になります、特別支援学校のセンター的機能の発揮でありますとか、保護者への情報提供の在り方というところを議論していただく予定としているところであります。以上です。

○委員 1つ聞いてもいいですか。鳥養と皆生養護の高等部の、結局、病弱と肢体不自由の教育を行っているところの学級編成等の考え方を再度整理すべきであるということがあって、具体的にどういうふうなことを考えていらっしゃるのですか。

○特別支援教育課長 ご意見をいただいたのは、今、肢体不自由の子どもと病弱の子どもを、同

じ教室の中で学んでいただくということにしております。これを、ご意見としては、やはり病弱は病弱でクラス編成をする。肢体不自由は肢体不自由でクラス編成をしてはどうかといったご意見でありました。全国的にみても、半数ぐらいですね。半分ぐらいの学校は、やはり病弱の子どもと肢体不自由の子どもが一緒の教室で学ぶスタイルをとっています。それ以外の約半分は、別々に分けているといったようなことをございます。基本的には、重複でなければ教育課程が、学校に準ずるといった形で同じになりますので、一緒にクラス編成をするということは可能となりますので、今回、皆生養護学校におきましても、そういった形で両方一緒にするという形で、生徒の編成をしたところでございます。

○委員 分かりました。

○委員長 この校名についての話が出ているんですけど、盲・聾・養護学校の校名については、ぜひ現状維持としてほしいというのは、これは背景があるんですか。

○特別支援教育課長 校名についてはですね、特別支援学校という名称に、法律上の位置付けはなっておりまして、ただ、それは各県の学校管理規則ですね、学則なりで、学校名を定めているので、特段、縛られるものではないんですけども、かなりの県で特別支援学校という名称に変更しているところがございます。前回の教育審議会の中でも、校名については今後検討という形で、今後委ねられておりましたので、校名についてもどうかといったようなことを委員の皆さんにお伺いしたところ、現状のままでいいんじゃないかのご意見があったということで、記載をさせていただきました。

○委員長 あと、秋田県の中途視覚障がいの方の話っていうのはどういうお話なんですかね。

○特別支援教育課長 はい、実際には今の学齢期、鳥取県内でみますと、学齢期の視覚障がいのあるお子さんというのは、ほとんどいらっしゃらない、数人です。ただ現在、県のなかでも、視覚障がい者は2,000人以上いらっしゃるんですけど、ほとんどが中途失明っていうことで、盲教育を受けておられないという方々がいらっしゃいまして、秋田県では専攻科のなかに、こういった方々の生活支援をする学科を設けておりまして、日常生活するうえでの歩行訓練でありますとか、就職に向けてのパソコンの訓練をしたりというような形で社会に出て行く力を身に着けるための専攻科というのを設けている事例が、全国に秋田県だけありますけども、そういう事例もありました。

○委員長 年齢にかかわらず入れるんですか。

○特別支援教育課長 年齢にかかわらず、一応、高等部を卒業した年齢の方がおられます。

○委員長 へえ。

○特別支援教育課長 そういったことも参考に考えてみてはどうかというご意見がありました。

○委員 盲学校の小学部って、今、子どもいないんですか。

○特別支援教育課長 今、小学部は2人です。

○委員 そうなんですか。

○委員長 医学の発達なんかあるんですかね。

○委員 弱視かなんかで、特別支援学級に行ったりするんですね、拡大教科書とか使ったりして。

○特別支援教育課長 弱視で特別支援学級に行かれる方もあります。

○委員長 いいでしょうか。では、以上で報告事項を終わります。

4 その他

○委員長 以上で議事は終了しますが、各委員の方から何かございましたら、発言をお願いします。

すいません、1点、ちょっと教えていただきたいんですけど、発達障がいの子どもたちへの対応の仕方っていうのを、どういうふうに全ての先生で共有されているかというのをちょっと教えていただきたいなあとと思います。実はこの間、ある小学校の参観日に行ったときに、クラスに1人、明らかに発達障がいであってちょっと奇声を発したりだとか、何か勝手なことを言ったり、動き回ったりみたいな子がいました。体育の授業で、体育専科の先生が入っていらして、2人でTTみたいな感じだったんですけど、参観日ということもあって、本人も高揚しているし、先生のほうも、まあ抑えたいっていうのもあったと思うんですけど、ちょっと制圧するよなというか、暴力的とまではいかないんだけど、体を押さえつけるみたいな感じでもって子どもに対応していて、まあどっちかって言うと、子どもに対しては、火に油を注ぐみたいな感じになっていて、あまり上手じゃないなって感じがしたんです。それで、そういう体育専科の先生も、そういう発達障がいの子どもへの対応みたいなことが伝わっているのかとか、あるいは、他の先生など全般含めて、どういうふうに、最低限の情報共有はされているかというのを、ちょっと教えていただきたいなと思ったんです。今じゃなくてもいいので、お願いします。

○小中学校課長 配慮を要する子どもたちについて、いろいろな発達障がいの対応手順を示しております。それで、大体年度当初にですね、職員会等で、この子については、例えば、どういう特性があるとかですね、これまでのいろんな経緯があって、また新しい年度を迎えるなかで、具体的にどういう支援をこれまでやってきたとか、それについて、こういうことは効果が出ているとか、この教室ではいろんな連携が必要だとか、こういう連携もやってきているとかっていうことの情報共有は、大体年度当初に行っております。対応の専門性がどのくらいしっかりと身に付くかどうかは、ちょっとまた、別の研修とかですね、いろいろなものを通してやっていかないといけないのかなとは思っています。その都度、何かあるたびに、また、その子どもが抱える課題に対して、どういう形でアプローチしていくのがいいのかとか、どういうシーンがいいのかってことは、校内の会で共有をしたりとかですね、また、外部の方に入ってきて、それについて検討したりとか、そういう形で学校のほうは対応しているということが現状です。

○委員長 そうか、じゃあ、一般的にこう接しましょうみたいなマニュアル的な研修はないんですか。

○委員 いや、それもしますよ、職員研修として。特別支援教育主任や研修してきた者が、それを広げていきます。そういう全体研修も、もちろんします。

○委員長 それは各学校で、必ずする。

○委員 必ずでは。

○委員長 していない学校もあり得ると。

○委員 そうですね、はい。

○委員長 そうすると今のお話だと、例えば、体育専科の先生は、その情報を共有ができてない可能性もあると。

○委員 それはないと思います。子どもに対応するのですから。

○小中学校課長 やっぱり関わりながら、その子どもの特性をつかんでいくという場面が実際にはあると思うんですよね。その中で、またいろいろと専門的な知識を持っておられる方と情報共有しながら、対応について、また出た課題を考えていくということは、やっていると思います。

○委員長 なるほど。

○委員 担任もそこにいましたよね。

○委員長 いました。

○委員 やっぱり、担任のほうがその子の対応は慣れているはずなので。

○委員長 その瞬間は、担任の先生のほうが、他の子どもたちに対応しなければいけない状況だったんですよね。みんなに向かって話をしている、そうすると、その子がいなくなってしまうことになって、よくある状況だったんですけど。でも、ある程度一般的な対応の仕方は共有されたほうがいいですよ。

○委員 発達障がいの子どものことは、すごく今もう一般的になっていて、原則として、こういうふうに対応するのが望ましいということは、もうみんな分かっているはずなんですけどね。

○委員長 なるほどね。

○委員 威圧的とか強圧的にすると、余計に子どものほうは、かえって混乱してくるので、そういうのは望ましくないです。

○委員長 若いからなのかなとも思ったんです。

○委員 その先生は、担任との事前の連携が足りなかったように感じます。

○委員長 分かりました。

○委員 その先生が体育に出ることが分かっているんだったら、やっぱり予め事前にそういう打ち合わせをするべきだったので、校内の体制もまずいと思います。その子にとって非常に、なんか残念な場面で、その子の自尊感情も下がり、本人が自分の行いを絶対いいと思っていないので、それは避けるべきだと思います。

○教育次長 担任だけで抱えないようにというのは、どこの学校も気をつけているはずですので、さっき小中学校課長も申しあげましたように、学校体制でケース的に研修的にすることもあつるし、中学校は、学年会を週に1回ぐらい持ちますので、その時に発達障がいにかかわらず、ちょっと最近気になることをピックアップして、みんなでどう対応しようということは、結構、情報共有しています。なるべくその辺は、生徒の実態がつかめるように努力はしていると思いますけど、お聞きする限りでは、なんかちょっと食い違っていることがあつたのかなと感じはします。

○委員長 分かりました。

○委員 でも、その事例は残念だったけれども、学校として次にどうするかっていうことは、とても大事なことだと思います。

○委員 障がいのある生徒がいる場合に、加配の先生がつくのですか。

○委員 支援の方とか非常勤の方とか、市で来ていただく場合もあるし、県のほうからのLD等の支援の方が入る場合もありますし、そういう方がつかれる場合もあります。でも、人数も限られているので、必ずその学校に配置になるとは限りません。

○委員 そういう加配の方は、ある程度専門性を持った人ですか。

○委員 割と、ずっとそういう非常勤で、そういう支援のほうにずっとついていらっしゃる方が来てくださるので、慣れていらっしゃる。ただ、そういう方が、特別支援学校の教員の免許があるってわけじゃないんですけれども。それから、寄り添ってくださる方がそばにいても随分違います。

○委員 それからさっき聞いていると、明らかに発達障がいだろうということでしたが、発達障がいには、どういう障がいがあるか、ちょっと分からなくなっただけですけど。経験では、見た目では障がいがあるかないか分からないけれども、付き合ってみると、なんかこううまくいかないなど、アスペルガーとかの学生はそうですね。明らかに、変わっていたり、違うところがあれば、それなりの対応ができるんですけれども。発達障がいとは、どういう障がいなんですか。

○委員長 どなたか、説明できますか。

○教育総務課長 発達障がいというのは、自閉的なものからアスペルガーなり、高機能自閉症、ADHDっていう広汎性発達障がい、そういうところ全体を、かなり包含して発達障がいと一般的に言われます。個別でいけば、自閉症、アスペルガー、多動性障がい、ADHD、LDになりますので、包含したときには発達障がいと言いますが、個別の状況を見れば、多動性であったり、学習障がいのように、読み書きのところだけ極端に不得意のようなパターンもあるでしょうし、やはりそこは、その子その子の状況に応じたものとなります。発達障がいでは知的障がいを伴うと、多動だけではなくて、知的な部分での指導も必要になってくると思います。そこは、特に小学校の段階では、なかなかそこが、いわゆる一般的な発達の遅れと言われていた部分で認識されていて、保護者等もなかなか理解しづらくて、そこがまた指導のところでもうまくいかなかったりする部分等もあつたりします。多分、小学校中学年あたりが、なかなか難しいところではないかということがあります。中学校ぐらいになるとやはり、ご本人にしても保護者にしても、発達の遅れなのか、障がいなのか、一般的に怠けてて、たまたまできなかつたのかみたいなところが、ある程度、見極めが当然出きますし、そうすればご理解も進んで対応もしやすくなるんだと思いますけど、どうしても小学校低学年、中学年のあたりは、そういうことが起きてきます。

○委員 分かりました。

○次長 LDとADHDが全然別のものだというわけではなくて、いわば自閉症のスペクトラムって、その連続体の中でどういう症状が顕著に現れているかというのをですね、専門家の医師も半年ぐらいかかって、実は見ないと判断しきれないっていうふうに言われている部分もあつたりするんで、あんまり単純に、これだけですということではないようです。

○教育次長 非常に見極めが難しいのはですね、障がいなのか、わがままなのか判断できないケースがあります。ちょっと指導すると腹を立てて、学校を出て行ってしまうわけですから、そんなことになるとうかがっていかないといけないわけで、そんなことにならないようにしようと思うと、授業したいんですけど、できないわけです。自分のしたいことだけしているという

ようなことは、ごく少数だろうと思いますが、あるケースです。だからやっぱり、外部の専門的に勉強した人に、ちゃんとその子を見てもらって、どういうふうに手立てするとか、ここまで許してもここはさせようとかっていうことを、個別にケース会議をしていくのがいいんじゃないかと思います。

○委員長 はい。それでは終わりにしたいと思います。次回は8月8日ということによろしいでしょうか。では、ご起立ください。以上で定例教育委員会を終わりにします。お疲れさまでした。

○（一同） お疲れさまでした。